

(議) 第 4 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成23年 5 月 24日

提出者

秋田市議会議員 芦 田 晃 敏
外38名

秋田市議会議長 小木田 喜美雄 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条建設委員会の項中「、市勢活性化推進本部」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市勢活性化推進本部の廃止に伴い、建設委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。